

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
休みの翌日  
に当たります)

## 目 次

◇告 示 平成六年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき許可をすべ  
き面積の限度(森林保全課)

## 告 示

### 鳥取県告示第八百一号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、  
保安林の平成六年度における皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和二十六年法律第  
二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

平成六年十二月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定目的	同一の単位とされる保安林の所在場所	皆伐面積の限度 (ヘクタール)
水源のかん	鳥取市、岩美郡、気高郡及び八頭郡 (河原町及び郡家町に限る。)	一、一三二・二三三
養	八頭郡(河原町及び郡家町を除く。)	二、四三四・六六六
	倉吉市及び東伯郡	一、七〇八・一四四
	米子市、西伯郡及び日野郡(溝口町 及び江府町に限る。)	七〇六・六五五
土砂の流出 の防備	日野地区	一、七二七・二九九
	米子地区	六九・二二六
	倉吉市	四三・四〇〇
	鳥取市	〇・一〇〇
	米子市	六・〇〇六
	国府	九九・八〇〇
	岩美郡岩美町	〇・三〇〇
	岩美郡福部村	一三・六四四
	郡家	二・〇〇〇
	船岡	四・六六六
	八東	一四・八二二
	若桜	一一・八〇〇
	河原	一五・一二二
	用瀬	一・四六六
	佐治	一一・九二二
	智頭	一・三〇〇
	気高	八四・六五五
	鹿野	九・五三三
	青谷	

		干害の防備	
赤波	池ノ内下平	明見谷東平	喜才谷山
八頭郡用瀬町大字赤波	八頭郡船岡町大字水口字池ノ内下平	八頭郡船岡町大字殿字明見谷東平	八頭郡船岡町大字殿字喜才谷山
一・五六	〇・九六	〇・四四	〇・四〇
			長谷
			岩美郡岩美町大字長谷
			四・一六
			大原
			倉吉市大原
			〇・六八
			栗尾
			倉吉市栗尾
			一・八二
			志津
			倉吉市志津
			〇・三〇
			高路
			鳥取市高路
			一三・三八
			日南
			日野郡日南町
			三・七八
			日野
			日野郡日野町
			一・五八
			江府
			日野郡江府町
			四・四六
			溝口
			日野郡溝口町
			五・二二
			西伯
			西伯郡西伯町
			六・一四
			会見
			西伯郡会見町
			一・五四
			岸本
			西伯郡岸本町
			六・三二
			淀江
			西伯郡淀江町
			〇・〇四
			大山
			西伯郡大山町
			一九・〇〇
			中山
			西伯郡中山町
			一・五二
			赤碕
			東伯郡赤碕町
			一・四〇
			東伯
			東伯郡東伯町
			五八・四七
			北条
			東伯郡北条町
			〇・一四
			関金
			東伯郡関金町
			一六・九二
			三朝
			東伯郡三朝町
			五〇・三六
			東郷
			東伯郡東郷町
			四四・八九
			泊
			東伯郡泊村
			〇・〇六

公衆の保健		水谷	気高郡鹿野町大字水谷	一・一二
西部地区	中部地区	大谷	東伯郡大栄町大字大谷	一・四八
		槻下	東伯郡東伯町大字槻下	〇・一〇
		金屋	東伯郡東伯町大字金屋	〇・六八
		杉地	東伯郡東伯町大字杉地	〇・四六
		孝靈山	西伯郡大山町宮内、坊領、赤松字門野及び長田字孝靈山	八・三三
		本宮	西伯郡淀江町大字本宮	一・〇八
		法勝寺	西伯郡西伯町大字法勝寺	〇・四四
		大谷奥	西伯郡西伯町大字伐株字大谷奥	〇・〇八
		東部地区	鳥取市、岩美郡、八頭郡及び気高郡	七七・二八
		中部地区	倉吉市及び東伯郡	三四・六四
		西部地区	米子市、境港市、西伯郡及び日野郡	七・四八

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県 【定価一部一箇月二千円(送料を含む)】